

新型コロナ、今日から5類へ～何が変わる？～

今日から、新型コロナウイルス感染症が、危険性が高い第2類感染症から季節性インフルエンザと同じ第5類感染症に移行します。それにより、今までの外出等の制限がなくなったり治療費が自己負担になったりするなど、様々な変更があります。学校生活での変更は下記の通りになります。

〈改訂のポイント〉

○出席停止の取扱いが変更になります。

(出欠等の取扱い)	5月7日まで	5月8日以降
生徒本人が未診断の体調不良の時	出席停止	登校を制限しなくてもよい
同居家族に未診断の体調不良者がいる時	地域感染レベル2以上：出席停止 その他：出席停止は求めない	
濃厚接触者	出席停止	

※出席停止期間は、発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

(参考) インフルエンザの場合 発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

○健康観察票の学校への提出がなくなります。

3年間、学校へ登校する時には必ず提出していた健康観察票は必要ありません。学校への提出はなくなりましたが、これからも登校前の健康観察は継続し、もし発熱や咽頭痛・咳等の症状があるときは無理をしないで自宅で休養しましょう。



4月から、マスク着用の義務とドアノブ等の消毒はなくなりました。

しかし、今後も感染症予防のためにこれらのことは継続します。

○ 手洗い・手指消毒

○ 換気

○ 咳エチケット



※感染流行時には、マスク着用を促すこともあります。鞆の中に必ず2～3枚入れておきましょう。